

1972年第27回宜野湾市議会(臨時会)会議録

1. 2月25日(第1日目) 午前10時 7分開議
午後2時44分散会

2. 出席議員(20名)

1番 伊佐徳次郎	2番 島 徳吉
3番 大川正雄	4番 天久盛堆
5番 宮城正光	6番 稲福仁正
7番 宮城仁政	8番 又吉正弘
9番 宮里敏行	10番 比嘉守盛
11番 安次富盛悟	12番 塚間正篤
13番 朝原信	14番 仲村春信
15番 山本朝保	16番 武島行男
17番 多和田真一	18番 大川昇
19番 玉那耕行昭	20番 伊佐雅仁
21番 比嘉義定	22番 中波謙清次郎

3. 欠席議員(/ 名)

22番 ~~古波謙清次郎~~

4. 講事説明員

市長 鳥間健一郎	助役 沢崎安一
収入役 吉星好永	総務課長 多和田真一
住民課長 知念和夫	厚生課長 伊佐友誠
税務課長 古波謙信三	農林課長 嵐間政光
商工課長 櫻原盛真	都計課長 新垣信榮
建設課長 高宮城昇	消防長 大城仁季
固定資産評価室長 武島正季	

宜野湾市議会

水道部長 仲村春盛 営業課長 奥里将弘
会計課長 天久実 工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 施務係長 照屋毅
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第1号) 1972年2月25日(金曜)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第2号 公有水面(青小堀川)埋立
について

日程第4 議案第5号
1971年度宜野湾市一般会計歳入歳出
決算認定について

宜野湾市議会

日程第5 議案第85号 指定金融機関の指定について

日程第6 議案第4号 1972年度宜野湾市水道事業会
計補正予算

日程第7 議案第2号 機構改革及び職員定数の適
正化について (新規委員会)
(機構改革特別委員会)

日程第8 陳情第18号 カリ処理清掃業についての陳情
(住民委員会 中間報告)

議長

第97回宜野湾市議会臨時会を開会いたしました。直ちに本日の会議を開きました。
(午前10時7分)

議長

本日の日程はお手元に配布してあります。市日程表第1号のとおり進めて参ります。

議長

休憩いたしました。(午前10時7分)
再開いたしました。(午前10時18分)

議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行ないました。会議録署名議員は会議規則の第114条の規定により議長について、1議員の島徳吉君、2議員の比嘉義完君を指名いたしました。

議長

日程第2. 会期の決定についてを議題といたしました。本期臨時会の会期は、本日1日間といいたしまして開いたしました。ご黙識ください。

議長

ご黙識いたしました。本期臨時会は今期1日間で決算いたしました。

議 長

日程第3、議案第2号、公有水面(青小堀川)埋立についてを議題としていたします。
本案は義事係長として調査を行ないます。

議 長

休憩一丸す。(午前10時19分)
再開一丸す。(午前10時20分)

議 長

本案について理事者の趣旨説明を求める。

都計課長代理

課長が本土出張中でありますので私が代理で説明申上げます。資料等に一応添付してありますけれども、これまでの経過をご説明申上げます。

青小堀川(オーキヒヤー河川)の旧河川が大雨のいわゆる洪水の急遽な災害等により干て、護岸堤へとが決壊しました。旧河川の流れが非常に不成形化ために決壊した点を一応判断しております。そういう意味から流下水がスースに流れ方方に河川を干して旧河川の直線より干して直線に至らしくして旧河川今が埋め立てられた説です。又、それ反而新たに河川となりました。私有地が新河川にたりれて、従来まで關係地主から早目に支援分合してもらいたいと要望がございました。昭17.72年度の当初予算

に方を主てオーバルヤー新旧河川の土地交換
換所令の委託設計費と計工の料されられ
れども、法務局民争課並びに法務局臨時
土地調査課の眼会しましたところ、当該
地は既に新土地調査にとり扱い地
積図も確定しております。地積訂正料
ではあると、どうしても公有水面埋立法に
よりて免許を取得したまことに地積の訂
正をしていただきたいと、こういうご指導があ
りましたので、今日埋立申請を既にせつて
いる所けれども、本末でろと行政主席から
埋立法の芽と手でうが、にとりて市町村の
意見を聴取すると、こういう公文が来らなければ
でありますけれども、このたびは申請人が宜
野湾市長であると、こうう意味からして
市議会の議決書を送ければ市町村の
意見の聴取にやえますと、こうう政府から
のご指導がありまして、今日の議事場
へ行つて次第でござります。
以上簡単であります、説明終ります。

議長
本末に対する質疑を許します。

議長
休憩いたします。(午前10時23分)
開議いたします。(午前10時26分)

1 番

河川の濱地の土地交換の件でござりますが、この濱地の該当者の交換分合の地積等については関係者は異議ございませんか。

都計課長代理

地積等については異議はございません。去ったる71年の10月14日に話し合ひを持ちまして、とにかく早目にやってお取せもらつたので、どういう強い要望がござつて下さい。

1 番

土地交換分合登記に要する費用はいかほどのなりますか。

都計課長代理

登記金が1,935ドルであります。

1 番

今小で十分間に有りますが。

都計課長代理

間に在り方に一応概略で予算を出はしてござります。

1 番

これをも関係地主に負担はかけ行つて、でやつてくつもりでござつております。

都計課長代理
はい。

4 番
1番、次、二です。

4 番

旧河川用地と新河川用地の誤差が
177坪ございますが、これについてはどういうふ
うな措置を行なわれてありますか。

都計課長代理
旧河川と新河川の何でござりますか。

4 番

誤差であります。177坪ありますか、それにつ
いてどういうお考えですか。

都計課長代理

そういう面についてはどちらか、現在地主との詳
しい話し合いはもたれておりませんので。

4 番

いや、地主は取扱われていらうといふのはど
ういうことですか。

都計課長代理

どちらか、差額についてはどちらか、差分に加え
15.今後、打ち合わせ課題に、たとえ現行手筋

れどもや。

4 番

しかし、どこのでかわいの何が出来たこと
はけつかりしてありますか。

都計課長代理

それはまだけつかりしてません。

4 番

地主が承諾しないのはどういうことでやう。

都計課長代理

地主にしてはですね、あくまではこうりさせてく
らい。10年未だ放つたらかをやめておりませんので、原則
的に土地支援命令について承諾するとい
う意味でござります。

4 番

承諾するといふことですか。実際自分の土
地がどこでどれ位もらえたといふことは本人
はまだけつかりしておられないですか。

都計課長代理

そういうことです。それで旧河川ですが。
新河川の用地ですかね。一応面積算定してお
るわけですが、現在のところまで都計課
担当者の概略の算定にたってけつります。

4 番

行なわれた場合には地主はその隣接を包含してのうとしているのであるが、新土地調査ではその分はどうなっておりますか。おそらくその時点では個人の有地としてなっていると思うのですが。

都計課長代理

はい、やっぱり個人有地に作っております。

4 番

個人有地、旧河川の分である。

都計課長代理

はい。

4 番

分を含めて地主は新土地調査に歸していよいよあります、その関連はどうなりますか。

都計課長代理

(旧河川)の分ですが。

4 番

分を含めて申請されたと見ておますが、例えば2-1-1の東側の方は残してあるところですが、しかし下に下さり従って自分で個人の有地に新しい土地調査の時点では自分が既存地として申請されて確認されていました。

奥さんですが、確認されておりませんが、それでそれで何かありますか。そこをはっきりされて下さい。

都計課長代理

されば確認されておりません。

4 番

ただ、早く交換分合してくむべきだとして
おり、内容は手紙、これからいつうことです。

都計課長代理

そういうことです。

4 番

この場合の問題が二つある場合の責任はど
こにありますか。あくまでも当局の責任について
や三回です。

都計課長代理

やっぱり市の責任です。

4 番

責任に三回です。ほい、わかりました。
次に、今度の場合はオーケムヤーの問題か
じつは二つあるのでこの分だけ交換分合されておりま
すが、それ以外はどういうところはなぜかどうか。
これ検討したことありますか。

都計課長代理
ほか以外にも言つて下さい。

4 看
この地域以外にも相当ありますか。

都計課長代理
これはですね、北部のとみや、別の市町村で
もござります。

4 看
いや、宜野湾市内で、市内にもやはり旧河
川との関連で相当。河川の変更があると見ら
れており。そこにまた交換分合、なぜかやがり
やって外の地域はやってなくてつか。

都計課長代理
外の都については詳しいことはわかりません
けれど。

4 看
これはどうして。

都計課長代理
この方はやっぱり埋立地にもありますので。
そういうことでやっております。

4 看
例では大漁港の方は宇迦泊の地先の方に

に元東川で仕がつたところが川に引つて、従来の
川が今、放棄されて地主が非常に損害を
うけている事があります。この方に對してはど
う考ふておられますか。

都計課長代理

宇治沼地塊の事業はさしつが年、わがり子セ
レハ---

4 章

一先これは近いところですが、向こう1年以内
では全然別個の方向に變つてゐる。今この
方について市としてどう考ふますが、市を今後含
めてやつてもうえ3かどうか。市全体のことや
3町うちも七合目で検討して進められるのが
税金だけと見られながら、石せきれただけやらかして
行かはやつて行へる計ですか。

即 従

二指摘の箇所はおそらく宇治沼の後の河
川、排水へとだて思つておるが、

4 章

個トア地から全部河川は通つてあります。
旧河川はなま子と放棄されて3か所ある
計です。

即 従

・竹原は灰原分合にへて果てこなか道

用で立ちが立つかはどちらか、今いども検討してみないとあくまでさすがとは既即答であるかと覺へます。

4 省

この分と同様の分の変更は23は42にありますか。

助役

変更についてでは、立派な現在の河川と旧河川には全く位置は変わらないのである程度カーブをなしてからラウンドにて交換場合が可能でありそれがとも、立派な河川の半他河川の場合もそれを除いて私は技術的なものはあまり詳しくはわかりませんので、何とも言えませんが、全く河川の位置はかけはなれてないところに問題があるらしいやうなことがあります。

4 省

問題があるのであります。検討したからといってどうしてあればいいですか、岸は市内の場合に一部はこうやらかされててどうか、地主の負担、個人の損害といふのはそれで、片一方は全くラウンド検討もされてないというふうに思ひます。これが本の検討はまだしていないです。

助 役
どうでか。

4 看

いや、今上面に書いての関連として同じ
状況にあるんだが、どうぞどうな検討をやら
れたことがありますか。

助 役

検討はしないといふことはありません。

4 看

どういいますか。

助 役

検討はやすべえですよ。当然、実現で
きるかどうかの問題については確答はでき
ないといふことであっても。

4 看

検討は従来やつたがつてやつてやつ
ね。

助 役

どうでか。

4 看

いかがうやられたという考え方にはあつまつだね。

助 彼

それは標準的な方法と異います。

4 種

わかりました。

6 種

1番だけが同じでないですが、説明の中で
交換分層に詳しいではありません。地主は方で
承認したつもりと考えておられたのでございましたが、
先程より貿易の中にまだどういった地積に
對しては地主とはちがひがあるかからだといふ
ような答でございましたが、今おおのの交換分
層を有することによって色々な問題点が出て来
ます。いわゆる地積が多いため少ないので、
どういう問題点かとても十分解説されておら
れませんがどうか。又、もしもう一つものが
これでお一物販は後で色々な補償問題。
どういうものが出来た場合にはあくまでその
枠内の地積で対象になりますのであるが、又、
現金等も補償費で損をした地主には手
元でなく、おへんの基本線をお聞かせ願い
たいと見てます。枠内での調整でできるの
であります。交換分層の地積の枠内
でそれをものは現金でも補償を含む考
えてあります。

都合課長代理

調整がてありや、地積の枠内にやり直いと。

8 省

地積。料内で調整されたという話ですね。

20 省

承認書の印字ですかね、不明地といふのが
ありすがね、どういう意味でござるか。
省地もあれば、田舎と書いていますかね。

御計課長代理

これは實際に地図としてありますけれども、
所有者が不明確ですね。調査の結果いか
ら行なつておこなつておき。

20 省

どうなれどこれはどうふうに処理をされや。

御計課長代理

一応一回んらかの方法で探さうと見ておかれ
じもや、我々が調査して改修では不明確と
いふことです。

20 省

何坪位あるですか。

御計課長代理

詳しい地積は多くは出せませんけど。

20 省

大体予想で17...

都計課長代理

大体40坪位あるしやないかと覺へますけ
ど。

20 看

これは先程4番から質問が附いて、旧河
川と新河川との差であります。約200坪位の
差が出てきておりますね。地積八坂小の処理方
やり方といふのは当面としても考えておいた方が

都計課長代理

それはあくまで地主の方々とですね、協議の
上で何か決められないと思ひますね。

20 看

と言ふ方へ、交換分合をする地主の方々に
配分するといふことですか。

都計課長代理

は、その意味ではございまい。

20 看

じつ一ヶ月目ですが。

都計課長代理

これは不明確ですか別個主に手をとる
うことは出来でないかと考へてあります。

20 番

約47坪もありますから、これも合わせたら200坪位ありますね。これらの処理についてはどうな
もんでおが。

都計課長代理

今ひとつ参考まであります。先申レエケーレ
ト通り、去年の10月14日にですね、他生会を開
えられて早目にやってもらいたいという要望を
お聞きしてでおが、現在埋立認可申請を出して
いる段階でござります。詳しいことは今後お
課題になりますと覺えます。

20 番

これがどれですか。法律上私有地を売却
する、ソラーワことは不可能ということもありますが。

都計課長代理

不明地ですが、それは私ではわかりません。
おそらく不明地だからといってすぐ売却はで
きないと思うです。

20番

残つたものの全部市有地として登記する
んで可か。

助役

今つは質問は二通りになろと思ふ。不明地はどうなつてゐるかと言ふともし地主か所有者かどうしても解らなければ、不明地としてそのまま登記上はなりますので、その場合、管理は今後は県になつてき可。田、畠の場合にはこの土地は、地目は田でありますので、県の管理になります。今新河川と旧河川との面積が旧河川の方が大きくなるなども、これについては（聴取不能）と同じ面積を下さ可と、話題は、ここに残地が残る話で可けれども、残地の面積については、市の所有にならうかどうかという問題にならうと思ふ可か、これは本まからうと関係地主の所有地の交換分合でありますので、これを市有地として取ると、ことは、関係地主としては恐らく承知いはんじやないかと思ふ可か。今のところこれについては、まだ相談もきておりませんので、これからその問題については、関係地主と十分話し合ひをしておいかんじやないかと思ふ可。

20番

話し合ひを有するときにて可ね。各々の比
例配分やつて関係地主に上げるかで
可ね。又申とも47坪は市有地として登記
して売却できぬのが可ね。

即答

だから市有地として可ね。取扱うとどう
関係地主も今まで現在 話しは行つたな
い可。関係地主がもし假りに今は武
久は、あまりすぎよから、面積とれば
からとどうことであれば可ね。残す土地
は市有地とせずとも今まよと区分でき
る説可か。市々所有として登記され
と、区分でき説可か。今までの話し
は、今 現在、行つてない説可、これはど
うしても関係地主と十分 との面積の差に
ついての区分、どうどうふうに配分するかに
ついては、これから話し合ひをしていかな」と
う考まであります可。

20番

話しはまだ持つてない説可ね。

即答

まだ 今までは、いつてないようです。

20番

10.1 取扱は、1坪手2.3とか 50坪も53

とか、そういう可能性もある訳ですか。

助役

結局、新河川と旧河川は面積の差
がありますから、いわゆる新しくできた土地
が多くなるといふことになります訳で可ね。自
分の潰れた土地よりは新しくできた土地
は多くなる訳で可から。その点については、
関係地主全体に比例配分するのである
がどうかで可ね。又、今更にまで市役
室ももつてませんので、関係地主ともそ
の面については、十分話し合ひ直しが叶は
いかないと思ひます。市が確實にとるとも
言えない訳で可ね。今のところ。

20番

それは、眞会でも悪い訳ですか。

助役

その辺は、法的にはつきりきわめてあります
せんけれども今のところまだ専門は持つて
おりません。

20番

地主とは、そういう差のあるもう坪数がある
といふ人は人も海図といふことは全然話し合
われてない訳ですか。それは解ってない訳
ですか。地主の方々は、

助役
まだ配分方法については、話し合ひは力さ
れてないようです。

20番
されいや、今からどうう話し合ひをして
いくといふことですね。

16番
一言だけお尋ねいたします。排水工事に着
手したのが、1960年~~年が3~~9月であるから、
既に12年であります。今まで放置されてみつ
た事態が非常に残念であります。
天下の闇きれたることは、該局、293
地は、埋立された以後に政府による土地
調査があつたけれどもその時までクイ
打交の場合は、該局は、その場合、立
合つたかどうか、仮りに当局団体が立
合つたなどは、島主がかつてにクイ
を打たれて、それが新規い地積になつて
あつた場合、該局は表示されてる
地積じやねかも知りません。これら辺
を十分調査したかどうか、我々見て

議長
齊藤　いたします（午前10時50分）
岡田　いたします（午前10時52分）

助役

16番さんの御質問については、これははつきり解りませんけれども、おそらく立合はしてないと思ひます。市は土地調査の場合におそらく要請がなれば限りは立合はしてないと思ひます。

16番

地主方ので可ね。この中は良脇を信用しましてね、自分の土地以外はクイを打了はかつたと。やうされば結局このだけの土地は確保して大誤で可ね。しかし現在他の地区におきましては、そのクイ打了の時より地主間の合意がやうれてる。實際は比例配分地域というのがある位の人で可。やういった問題があり不可ので、せつかく、實際問題としては、12年も前に仕事をやつたことで、その時よりおいて解決すべきものが現在までこらへていいうことは、非常に残念であります。ですが、多くまでも土地そのものがで可ね。図示されてるよう現状があるならば、今後交換立合の時よりおいてもさほど問題はないと思ふんでも可。しかししながら新しい地積調査の結果、この図面に図示されてるような状態、くずれておった場合、そこには色々地積問題が相当あるんじやないかと、私心配しまして、先程質問いた誤であります。現在、この図面の図示されてるようなはずね。

土地が十分確保されれば問題はない
と思ふ。以上であります。

5番

今先の不明地の答弁でござるが、地主の方
に相談の上がとか、又色々な面で交換する
とかいうような答弁をされておりますが、この
不明地といふことは、現在地主はある証で
ござります。ただ今度の土地調査の上で
帳簿上が不明地でありますと、實際は都
計課長と地主との交換分合に対する話し
合ひの上で、交換分合の時に地主に分類
するか、又今政府の方と個人と折衝してある
証でござります。ただ不明地といふことは、
土地調査の場合に角になつたところのタイ
を入れれば縁を引いて不明地にかえた証
でござります。さてその敷地が大山地域
の方に入つてありますと、閲覧の場合に本
の方に通知がなくて見てはがつたやう
です。今度の調査の方で結果が解りまし
て、不明地にひつたといふようないこいでござ
りますが、これは都計課長と御落との話し合
いの結果にあつては、地主は實際にある証
なんですが、ただ我々が行く場合に交換分合
の方に考慮するとか、色々な面にあつるとか
いうことは、大変迷惑でありますので、以上
であります。

議長

休憩 お話し不可 (午前10時56分)

再開 お話し不可 (午前10時59分)

議長

質疑も尽きたようであり不可ので、本年に対する
質疑を打ち切りたいと思ふますが、御異議ござりますか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議なしと認めます。よって本年に対する
質疑を打ち切り不可。

議長

議案第1号 公有水面の埋立についての討論
を續けます。討論を省略いたしましたと思ひますか。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、討論を省略し表決に付します。

議案第2号 公有水面埋立についてを表決
いたします。原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長

御異議ありませんので、議案第2号公有水面
埋立については、原案通り可決することに決定いたしました。

議長

休憩いたします。(午後11時00分)
再開いたします。(・11時12分)

議長認定

日程第4 議案第5号、2021年度宜野湾市一般
会計歳入歳出決算認定についてを議題となりた

宜野湾市議会

します。本案につきましては、1971年12月16日の
本会議にあきまして、該務常任委員会に審査
を付託してありましたか。議長にその審査の話
題が届いておりませんので、議事録長をして説明
をさせます。

議長

休憩いたします（午前11時13分）
再開いたします（午前11時16分）

議長

該務常任委員長の報告を求めます。

該務常任委員長

該務委員会にあります審査の経過並びに決定
の状況について、ご報告申し上げます。毎年の決算認定につきましては、該務委員会に付
託され、今て審査を行なつて参つたまつあり
ますけれども、特に本年度にあきましては、
監査委員から意見の中にもございまさよう
に事業費、特に建設事業費が予算には組ま
れておりませんものの、執行の実績といふと
お、50何パーセントといふようなことで、年度内
執行率があまりにも低く、といったような面が
ござつたところで検討してまいりまして、こ
うの中にございまさように当局から説明の
中で政府の補助金が大巾に遅れだといふ
ような大きな原因であるといふ中であります。
これは、考え方によつては、不可抗力、どうし

ようもな・んじやな・かど・うよなことお、
言えますけ申どもいかしながら自信をもつて
予算に計上した以上は、できるだけ精力
を傾注してかつ又、府政府に対するまでは
強力な折衝を組んで少くとも多く年度内
の補助金を決定させるヒトのような方向で
推進すべきであると、或いは努めべきであ
るというふうなことをか審査。過程において
指摘された誤りあり不可。

それから2番目には樹苗園の設置の問
題であります所が、これは今年だけでなくし
て、2~3年までは当総務委員会において
は、調査も現地調査も加えながらこの
園場の運営について、或いは現在の価値
について、種々加えてありますけれどもこち
らの方に指摘してありますように既に設置
した時よりの事情と現在では全く違って
あります。設置した段階においては、38
人で宜野湾市内においては、隣か少なかつ
た或いは、学校の校庭においても花き類
が植えられたと見て市に対して学校
側並びに市民の間から何とか花が或
いは、樹木等の立派な花壇の要請
が頻繁にございました。そしてそのためには
は、それに答えるべく一応予算を立てて樹苗
園を設置したやに受けたゆつてあります。
ところが現時より市内にも多くの
の、隣か少なかつて普及され、かつ又特に市がそ

さて以上のような街路樹等の他の問題につ
きましても既に業者が相当數あります
し万3程度は、業者を育成する立場から古
業者に委託させてもいいんじやないかとな
というような意見がございました。その問題
につけては、色々と当局の方々と或いは我
々議会主義の方々とは、若干違うかも
知りませんけれども話をとしてはお尋ねだけ
こういう方向に検討して方かいいんじや
ないかといったようなことで指摘をして参
ってきてあります。更に競争の意見として
予算額が各項目にわたってだいたい五
りますので、1かも補正が頻繁にされて
ありますし、こうであるとするとならば、でき
るだけ補正をする場合に配慮して頂く
て、執行率を高めるような方向で努力して
頂きたいといふのが競争的意見であります。
されば二つには意見として出して
あります人けれども、当局が非常に努力をして
ありますことは、自主戦線の確保について
は、だいたい努力をしてくるような足あとは十
分伺えます。特に予算外損額においても
これは当然こう言えは当然でありますけれど
れども極力市内に現在の存在してい
るは引き続き住んでおられる方々に極
力譲り得られて或いは、お頃としてその予
算外損額の中から税金を出してもらうと
いうようなことの実績を上ってあります。
まだまだいかんだけには努力する間が多少

ありまされども税金の納税率の高揚、
東にその外の自主販渠の確保につきまして
は、相当なる努力をなさつておるといふこと
は伺えます。ただ残念ながら政府の助
成事業、補助金につきでは、先程申し上げた
ように50パーセントだといふことは、残念では
ありますけれども、今申つておることは十分努力
をしてもうござつたといふふうなことで、当該務
委員会としては、認定可ですありますといふ
結論をおいてござります。尚、詳細に申す
つては、皆さんの御質疑に答えておられました
ので、このへんで簡単に経過のご説明を終
りたいと想ります。

議長
本題に対する質疑を許します。

議長
休憩　おじます（午前11時26分）
再開　おじます（午前11時26分）

議長
質疑も尽きたようでござりますが、質疑
を打ち切って、委員会の報告も終りた
と想りますが、御異議ございませんか。

議長
ご異議ございませんので、質疑を打ち
切りあわせて、委員長の報告も終ります。

議長
本案に対する討論を願ひます。

議長
討論もなさうでござりますので、討論を行ひ切ることにご異議ございませんか。

議長
ご異議ございませんので、討論を行ひ切ります。

議長
認定第5号、1991年度宜野湾市一般会計
歳入歳出決算認定についてを審決に付します。

議長
本案につきましては、委員会報告集通り
認定することに御異議ありませんか。

(異議なしと認め)

議長
御異議ございませんので、認定第5号19
91年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算認
定については、総務常任委員会報告集通り
認定することに決定いたしました。

議長

日程第5 議事第85号 指定金融機関の
指定についてを議題といたします。

本案につきましては、1979年12月16日、本会
議にて、総務常任委員会に審査を付
託してあります。審査が終了いたしま
して、議長の手もとに報告が参つてあり
ます。休憩いたしまして、本報告書を議事
録として朗読をさせます。

議長

休憩いたしま可 (午前11時28分)
再開いたしま可 (午前11時29分)

議長

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

御報告申上げます。本議事に關連
いたしまして、丁度約1か年になろうかと思
ふ可けれども各市内の金融機関が金融
指定の陳情が參つたあたり手、大誤りござ
ざります。その向、この陳情が当該委員会
に付託され審査を経続して參った誤
りござります可れども中間報告の中でも
だる申し上げたと思つてありますか、實
は総務委員会としても陳情事件の処理
に対するは、だる中止人であります。
と申上げますのは、これはあくまで

当局の問題であり当局がこの問題を真険に参るなければ議会としてもどうすることをやさしくして"といったようなことと、もう一つには、市長の政策的な面もござつまして議会からみれつけの誤にもいかないか"のような複雑な事情があつた誤でござつて不可。

ところが前回の本会議において当局から渉連事件として関連する問題として議事第85号が提案され当局もはつきりして方針が決定されまして、その線に沿つて是當であるかどうかを院務委員会としては審査検討をして参つた次第でござります。そこで最もこの問題の处理で苦労してありましたけれども当局のやういう貫いた考え方の上でどうしても今回指定金融機関を参るにけりやならん或いは指定しなければならんといつたような強迫的勢力がござつましたので当院務委員会としては、"それに対して早目に处理しないわけにはならんと"うそとて慎重に審査してまいつた誤でござつて不可。この指定金融機関の面について一長一短の面もあるれば裏面もいろいろかとやうふうなことをさかんに委員会の中でも論議をして参つた誤でござります。例えば一行しか指定できませんので、市内にある各市中銀行農協等につきましては、市民に対する貢献度或ひは、市に対する今日までの貢献度が市下、といふようなことで果して優劣か

づけられるとどうか、そういうふうな問題
も難しい問題もございましたし、又反面、
この面としては、納税者の方々が直
接税金を役所に納付しなければならぬ
義務がありますけれども今まで各自治
会長を通して納税をさせた便宜をはか
つてきましたし、或いは又当局が直接その
部屋に出張して税金の收納をやっておつた
話でござります。ところが年々にして、金融
機関の指定ができると、うそとあれば市
内の各金融機関の窓口において、自分の預
金の口座から直接納税ができる、税金が
納められるというような便利さがある話で
あります。更に外の面においては、職員が
現金を取扱う公金を取扱うといふことに
ついては色々な危険がある話でござり
ます。従って専門家である銀行に直接現
金の取り扱いをさせて方が危険防止の面か
らも……し、かつ又その現金取扱い義務
業務そのものがどうぶつ競和されると、うそ
とであれば現金取り扱いは専門家で
あるところの銀行側にまかせて、その外の
事業務的分野において、職員が専念可
能と、うそとであれば、一つの合理化対策
にもなるんじやうがどうかといつたような利
便が出て来る話でござります。

その他外にも若干よくなれば、或いは、この面も
ありますけれども当局が強・婆勢でこ
の際、指定金融を早目にやつた方がいい

どうつたような姿勢がござつたので
該務委員会としては、時期的にも適切
な处置であるとこうふうなことを認めま
して、原来通り沖縄銀行を指定すべき
であるとこうふうなことで決定をしてお
ります。そういうふたつの意味でひとつ
御報告を頂きましたと恩ます。尚又當
然ニれて実連れてありますところの陳情事
件も九八万円いたしまして、一緒に同時に
報告すべきであつたかと思ふ。不可けれど
もところがこの案件が本会議で処理
されない限り通過しない限り陳情事件
が処理されないといつたような立場から
陳情事件に対する処理並びに報告は不
だしてござりませんので、その間もひとつ
御了解の上で、御審議をお願いいたし
以上終ります。

議長
本案に対する質疑を許します。

8番

この案件が該務委員会に付託されてから
他の銀行から色々と要請、陳情といつた
ものがあつたかと思ふ。不可か。他の銀行
等も方々聞いて意見の聴取などをなされ
たことがありますか。

総務委員長
はい、ござります可。

8番

他の銀行もおそらく 指定銀行に希望して頂られたと思ひます可。そういう観点からいたしまして、又 市内にある各銀行はできるだけ交渉にさせた方がいいんじやないかとこうようなふうな考え方を持つ訳でござります可か。その裏については、総務委員会としては、話し合ひなんかはされなかつたですか。

総務委員長

あ答をいたします可。おつしやるよろに 総務委員会としては、陳情者であります可と二つは他の金融機関、他の銀行等もあ呼びいたしまして、公平な立場で 審査してまいりました。その中身につきましては、優劣これか一一番いいんだとか、悪いんだとかといつたようなふうは 優劣はつけがたいうか二ございましたので、他の銀行全部比較して、優劣の間については、ほつきり線は出してございません。それから交替した方がいいんだというような裏につきましても契約が1ヶ月になつてゐる可ので、これは当局に付しましてもこの金融機関に対するメリットその他にも十分配慮して外の銀行とともに市の調達窓口として、十分活用できるような対策を整えて、よく話し合ひをして、もう一回

と、そして 1ヶ月でありますので、外の金融機
関でも可ね。1ヶ月後には十分配慮
してもらつた方がいいんじやねかといふ
うなことは、審査の過程において進言してあ
ります。

8番
以上。

議長
質疑もなければありますので、質疑を打
ち切らせて 総務常任委員長の報告を終
りたると思ひますか。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
ご異議ございませんので、質疑を打ち切
り 総務常任委員長の報告を終ります。

議長
本件に対する討論を願ひます。

議長
討論も省略したと思ひますが、御異
議ございませんか。

議長
ご異議ございませんので、討論を省略し

おじまして表決に付します。

議長

議事第85号 指定金融機関の指定につ
きましては、原案通り可決することにて御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、議事第85号指
定金融機関の指定について原案通り可決
することにて ~~ご異議ございませんか~~、決定いたし
ました。

(異議なしと呼ぶ)

議長

進行いたします可、日程第6 議事第4号 1972
年度宜野湾市水道事業会計補正予算について
を上程いたします可。

議長

本件についての理事者の趣旨説明を求め
不可。

営業課長

説明申し上げます。議案第4号 1972年度宜野
湾水道事業会計補正予算について第3回目
の補正でございますが、今回の補正は米須水
道の施設買い上げのための補正でござります。
この件につきましては、去る70年12月に議会より
方へ提案いたしました設問でもして議会より買
い上げすべきであると答申をされたものでございま
す。

(以下議案朗読につき省略する)

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
休憩いたします(午前11時45分)

議長
再開いたします(午前11時47分)

12番
この議案の資料の最後のページの資料の積
算はどうなっておりますか。

営業課長
9月で推定したところです。

12番
米須清瀬工の72年度以前69年分の事業費171
宜野湾市議会

くらですか。

税務課長
調べてからお答えいたします。

10番
この方を設買い上げについては需要者には何の連絡もありませんが、どうりう言えですか。

営業課長
この事件が処理された後に需要者への連絡はやりたいということでございます。

議長
休憩いたします。(午前11時49分)

議長
再開いたします。(午前11時55分)
本案につきましては、午後も継続して質疑を行いたいと思ふます。
以上で午前の日程を終ります。尚、午後は2時から再開いたします。

議長
休憩いたします。(午前11時55分)

議長

只今より午前に引き続午後の本会議を開
きます。(午後2時5分)

議長

日程第6議案4号についての質疑を許し
ます。

議長

休憩いたします(午後2時6分)

議長

再開いたします(午後2時6分)

1番

この米須水道の施設の更上げについてでござ
りますけれども、米須水道さんは現在まで普
天間地域の市民の生活に最も關係深い
水道事業を行っておりますので、現在宜野湾市
から米須水道に対して現在まで補助又は
助成を出したことはございません。

水道部長

お答えいたします。市からの補助とか或いは
援助とか金銭的の何をめぐらることはござい
ません。

1番

更上げ提示額には、28,085ドル43セントの

御質が施設評価額が16,260,67セントでござりますが、買上げについての説明がござりますが、施設はたいへん老朽化して水道事業としても使用できまいといふことでござりますが、その評価額の16,260ドル67セントの資産については今後どういくかに考えてありますか。

水道部長

お答えいたします。この評価の計算方法として、施設費と他の事業資金といふことは名目で二通りに別れておりますが、今ま二箇所の施設にはこの説明書にも書いてありますように、この施設自体は、使い物になりません。結局資産としては、わざらく無形固定資産といふ3年にはるんで下さいかと思ひます。これは政府という面には私達もあまり詳しくない關係で、政府の建設局に問い合わせたところ、施設を置き上げても、これに見合う固定資産自体がねえ場合無形固定資産といふふうに、この資産の増はねえ。形はないという指導があったんで、その後これが解決の糸口が見えてからまだけつましくしたことは聞いておりませんが、無形固定資産として、宜野湾市水道事業の財産の一部だと思ひます。

1番

この施設の買上げでござりますが、無形固定資産、ニアランクとハーフ等は全然使用する予定はありませんか。

水道部長

ございません。このタック自体、北源地自体もし宜野湾市の方で、この水を利用して給水されると
いり計画へかとて、購入したものと違ひまして、実
際この普天間水道の貯、上げに隠しましては、
ご承知のように4、5年前からお詫び合いかわ
せられ1年ほど前から具体化してつい前たて実
を結ぶ、段階までござつけて貰はんですかけれども
東側を私達としては、どうしても市民全体が市の
経営者として水道の恩恵を受けるのが前だと
う、24月位前ですが、普天間水道の方では経営
者若く米原清龍さんが行くほら聞いて今経営
に因つて色々設計なんです。普通の商店だったら、た
ちまちに店を開鏡して別から買っていいといふこ
とができる設計なんですかけれども、水道だけはえ
は行きません。もし、金主が行きづまりになつた
場合には、たゞそこにはこれは大きな社会問題
題によるといふ点が潜んでる設でござります。
あくまでも私設水道は競合するといふよつてこ
とで、詰しも進めて参つた關係上、この方平価の
自体は、これは人の健全を評価するところにど
うしても有形の施設販業資金二の利益
から逆算しますと、この計算二通りについてあります
けれども、私達としては又、結果的には、この
水道を取るためにどれだけ宜野湾市による影
響、悪い影響が出るかといふことをこの金の最終
的なものをはじき出した設計なんですが、現
在330からありますか。これを宜野湾市にまで私
達の収支の關係では、現在私達の需要者に

に付しては、全然影響はないという段階が今
の最終的に計算でございまして、計算上は非
常にけがたと云ふ格好でありますけれども、土に
埋めてゐる関係上、中には新品とまだ新しくと
同様のものありますでしょうし、中には、ス磨まで
前へものもあるかも知れません。そして調べて
訊ねてござりますんで、あくまでもこれまでは山
にしてありますように、手数而ず用年数とかを
かけて出てもんでございまして、すぐマナ板の上
に上げたようなものはござりませんので、このうち
社自体が出た数をこれだけを資産が多くな
ったといつたのでございまして、新しく新設する
ものとは、ちょっとむづきは異3人じやないかと
考えております。

1番

本資産全部がそのまま放置するか考えなんですか、それとも使用できる施設については使用
しないとお考えですか。

水道部長

これを一概に放置すると或いは又使用すると
いうよりも大体ニイ普天間水道の今配管されて
いる地域には私達の水道も入ってあります。

転換しておらずで、それに又何うハイツ先
のため、大体老化しておるという関係でこれを
使うという前提は持ておりませんが、部分的
にはこれを使っておるが自立力だとという形では、
使うと思ひます。今どきは部分はどうするとの部分

はどうすると、今二とまでは、考えておりません。原則的には、輪転しているところは使わないでいたり、或いは、単独にある部分的には、使うかも知れません。このひの調査の上、ハイアットさんも壇に出して調査の上、使うというようなことをよろしく思いますので、ほきりは、今実は申し上げられません。

1番

現在米須水道から供水している需要者は約320世帯とこの米須水道を買上げて市と一緒にする話でござりますが、今の今後の対策としてこの320世帯の水道の給水についてはどうなりますか?

水道部長

給水についてとか、しゃいますと

1番

この320世帯水道へ簡易水道をすとやうつむけですか。

水道部長

施設をほり不利用するかといふ質問です。

1番

施設等は問題ございませんが、市の水道事業として市の水道の水をあげる考え方ですか。

水道部長

はい、結構つなぎかえ自体にて私達の
ハイドにつないで、そのまま別の需要者と同じ
に切るつもりであります。

1番

現在計画してありますか。いつ頃大体
市の水道を給水するという予定でありますか。

水道部長

これは今まで二つかは、さり決してあります
せんとで、話し合いでなければなりませんが、4月15日と目
を日程に一齊に切りかえる段階は話し合
いはつけてある訳なんですか。今日の二つ解決
した以後私達はもとについたことと、話し合
いも必要じやないかと思ひますか。原則的には
4月15日までに切りかえるという考え方をして
あります。

1番

冒頭上記の観につけては専門家じよかん
ですが、筆当であるといふことは皆様子信頼
しておられたと思っておりますが、今更、悲しい
ようありますか。半領さんが生存中に前線決
しておられたから、こんなことは残念だと思
っております。以上で終ります。

議長

休憩(午後2時19分)

宜野湾市議会

議長

再開いたします(午後2時19分)
質議も尽きたようでござい子すので、本案に
付する質疑を打ち切りたいと思ひますが、ご異議
ございませんか。

議長

ご異議ありませんで、質議を打ち切り討
論を展開します。

議長

討論も省略したいと思ひますが、ご異議
ございませんか。

議長

ご異議ありませんで、討論を省略いた
しまして、表決に入ります。

議長
日程第6議案第4号 1972年度宜野湾市
水道事業会計補正予算についてを表決に
付します。

議長
お詫びいたします。本案については原案通り
可決することにご異議ございません。

(賛成なしで可決)

議長
ご異議ございませんので議案第4号 1972年度
宜野湾市水道事業会計補正予算について
は原案通り可決決定いたしました。

議長
休憩いたします(午後2時20分)

議長
再開いたしました(午後2時26分)
議題 第2号の機構改革及び職員定
数の適正化については、只今休憩中に局長
から説明があり通りでござります。

議長
お詫びいたします。只今休憩中にお詫びい
たしました通り日程の追加をいたしましたと思
います。日程第7号 諸問第二号 機構改革

152
反ひ職員定数の適正化について追加し
議題いたしましたと思ひます。これにご異議
ございませんか？

議長

ご異議ございませんので、日程に追加する
ことに決定いたしました。本件につきましては
機構改革特別委員会から返庁の報告書
が参りおりますので、機構改革特別
委員長の報告をお聞けます。

特別委員長

報告申し上げます。返庁の理由につきまし
ては、先程事務局長の方からご説明がありま
したように審査の過程において当局から差し替
えの申し入れがあり、たためにこれまで権限外
でありますので、権限をもってみると3回本会
議にて一応手続きをふさすというような理由か
ら、返庁でござります。はお、ついでにごく簡単
に委員会の報告の形で若干お申し上げてお
きます。

いよいよ帰路も間近に迫せまっております。
復帰の時刻まで色々な事務分量が多
くより更に幅狭きゆうよう状態に
なるようになります。そこで、どうしても現在の
機構ではこれまでの行政執行並びに
行政能力を上げることはできまいといつてよ
りは基本的な立場から改革整理しなければ
いかずといふところで、出されたのがこの方

構改革案であります。幸いにして先般全議員
が、各自各委員会ごとに本土に研修に行
ておられます。特に特別委員会の責任者として
特別委員会の実態は勿論委員外の委員の
職員も是非本土の機構の状況をみてお
調べしてもらいたいというふうなことを考慮し
ましたので、帰えりましてからは、11月13日を貴重
な研修資料が参っております。これと比較
しながら、特別委員会としては、これは今審
査を進みつつある段階でありますから、その中で、
当向も前に出した時點とそれから、最近の
事情とはだいぶかわってきました。特にわれて
きた大きな理由としては予想もしてなかつた
事業費、本土から莫大な事業費を負担するよ
うに併せてあります。そこで、何なりますといふ
これは、更に検討しなければならんといったよう
な点にして、検討に検討を重ねた結果、今、差し
替え案が新たに計でござります。前のものは殆ん
ど横割りにてておりましたけれども、今回の場
合は、百万割を數々更に今までの権限を更に
部長、課長に代行せよといったようなことで、
考えておられるようあります。従って、非常に大切
な問題であるし、又普遍的なところだけではなく
いわんといふようなことをも考え合わせた場合
には、やはり、もっと慎重に委員会としても調査
検討したというふうに考えてありますので、後、し
ばらくできる機会を卓えて、假ければ充分審査
であります。一つは、もう一つは、事実でありますので
ある、んで頂されて一つよろしくお願ひ致します。

議長

以上で機構改革特別委員会の委員長報告を終ります。

本件につきましては、委員会からの報告通り、本会議へ返戻することをこれにて承認、ございますか。

(異議なしと仰ぶ。)

議長

ご異議ございませんので、本件につきましては、本会議へ返戻することに決定いたしました。

只今、諸問題第2号機構改革及び職員定数の適正化についての当局から差し替えがございます。理事者の趣旨説明をお読みます。

市長

二説明申し上げます。この件につきましては、只今の特別委員長の報告書にちりばめました通り、特別委員会に付され、今さきの委員長の報告通り説明いたしましたところでも本來ならば、なんとか簡単に差し替えでさるものではございませんけれども、研修結果からくる角度から考えました場合、5月15日という後帰のタイミングにて、今日、普通的な条例機構の普通的な整備に付されでは、どうしてかが当初予想して立ったよりは、成る程、今度予算が当初より倍でございますが、これは、1,313各課のものを統合いたしましたとされ以上1,473と仰め以上になると、この年度改めて事業を執行するためには多くなります。

も機構の改革をしほければならないと、従来課を考えよしに場合一例でござりますけれども互いの課で御話し合って非常にいろいろ仕事バランスベースにいかほめた点もありまあんでどうしても部制を取れて部長へもとに負うてもらって今後ベースな運営をしてもらいたいとこれから今までの欠陥を全部よくするようにやっていきたいという観点に立ちまして部制を取りた方が近い将来にどうせ改革するんだから、今うちに部制を取りたかったいと特別委員会の方にもお腹良いをいたしまして或いは議会当局の代表者にもかねて相談をいたしましてこういう運びをしたと云ひます。3月13日あたりと3月22日ありますけれど、どうかこれをご審議下さいまして立派な機構ができるようにお願ひ致いたします。

議長

本件につきましては差し替えを認めると
にご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので差し替を認めると
に決しました。尚本件につきましては再び
機構改革特別委員会に付託し、開会中の審査
をお願いしたいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

議長

「累計減ざい子せんので、議間第2号本件構
改革及び職員定数の適正化については、
開会中に審査していくことより決定したいと
思ひます。」

議長

次に日程第8陳情第18号41処理清掃業の陳情について経済民生教育常任委員長の報告をおきます。向 経済民生教育常任委員長不在のため委員会を代表しまして、比嘉君に報告をお願い致します。

委員長

中間報告申し上げます。委員長が午後から休んでおりまして私がから経済民生教育常任委員会に付託されました陳情第18号41処理清掃業についての陳情の審査の経過を中間報告いたします。

本件下さる12月16日の本会議において付託されました今年の1月10日と1月12日の両日に委員会をもちて審査をしておりますか。審査は41業者7名の出席をもち開かれ、又厚生課長の意見を聴取して審査しております。スコット4日14業者の方から陳情の点替えが議長にあたっておりましたので、この点替えの報告が入り次第担当委員会としては審査を続けたいと考えております。以上で中間報告を終ります。

議長

以上もちまして、経済民生教育連任委員長の委嘱状を代表しての七喜君の中間報告を終ります。

議長

かねにか配りしての事は差し替えて陳情案件につきましては、かねにか配りした通りでござります。この通り差し替えすることに決定し報告を終ります。

議長

休憩 11時 (午後2時39分)

議長

再開 11時 (午後2時42分)

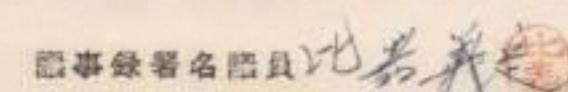
以上もちまして第97回宜野湾市議会臨時会へ日程が全部終了いたしましたのでこれをもちまして閉じることにいたします。大変ご苦労様でござります。

閉会 (午後2時44分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが
その内容の正確であることを証するためここに署名
する。

1922年2月5日

宣野博市議会議長

会議録署名議員 

会議録署名議員 